

さわやかナーシングみたけ

(5)-① サービス内容説明書

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

1. サービスの内容

サービスの種別	内容
排せつ介助	・利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、適切な交換を行います。
入浴介助	・週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は機械浴も可能です。
食事介助	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で摂っていただけるように配慮します。 <食事時間> 朝食 7:30～ 8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00
移乗・移動介助・ 離床	・利用者の状況に応じて、車いすやベッドへの移乗、移動の際の援助を行います。 ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
着替え、整容	・利用者の状況に応じて、着替えの援助を行います。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
日常生活上の 援助	・シーツ交換は週1回行います。
健康管理	・看護職員により健康チェックを行い、総合的に健康状態の管理を行います。
機能訓練	・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。
相談、助言	・利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者、<u>利用者の後見人等</u>、<u>利用者の家族又は身元引受人</u>(以下「<u>利用者の家族等</u>」といいます。)に対し、日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。
送迎	・身体機能の状況、家庭環境、送迎実施区域等を踏まえ、リフト付きワゴン車等を利用して送迎を行います。

2. その他のサービス内容

種 類	内 容
教養娯楽設備の 利用	・事業所では、次の教養娯楽設備を整えています。 さわやか喫茶（随時）
レクリエーション 行事	・事業所では、年間行事計画にそってレクリエーション行事を行います。

3. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の作成・変更

- （１） 事業所は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画・介護予防サービス支援計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って短期入所生活介護・介護予防サービス支援計画（以下「短期入所生活介護計画等」という。）を作成します。また介護支援専門員等から短期入所生活介護計画等の提出の求めがあった場合はそれに応じます。
- （２） 事業所は、短期入所生活介護計画等の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者の家族等に説明し同意を得て、短期入所生活介護計画等を交付します。
- （３） 事業所は、利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、短期入所生活介護計画等の目標を設定し、同計画に基づき各種サービスを提供します。
- （４） 事業所は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、前項を踏まえその変更が居宅サービス計画等の内容に沿ったものであるか、必要に応じて介護支援専門員及び地域包括支援センター職員に相談し、短期入所生活介護計画等の変更などを行います。

4. 利用料その他の費用の額

- （１） 事業所が法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。
- （２） 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、サービスに係る費用基準額から事業所に支払われる介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けます。
- （３） 事業所は4－（２）の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けます。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とします。
 - ① 居住費
 - ② 食費
 - ③ 理美容代
 - ④ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの
- （４） 事業所は、4－（３）に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者、利用者の家族等に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ます。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者、利用者の家族等に対し説明を行い、同意を得るものとします。
- （５） 利用者が施設に支払う利用料及び費用等の額は、重要事項説明書（別添利用料金表）に示すとおりです。
- （６） 事業所は、費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容と費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

5. キャンセル料

事業所はやむを得ない事由がない限りキャンセル料を請求する事が出来ます。料金については下記の通りとします。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	実費相当額

6. 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人厚生会 中部国際医療センター
院長名	杉山 温人
所在地	美濃加茂市健康のまち1丁目1番地
電話番号	0574-66-1100
診療科	内科・外科・脳神経外科・整形外科・眼科・小児科・耳鼻咽喉科 ・産婦人科・皮膚科等
入院設備	ベッド数 502床
救急指定の有無	有
契約の概要	当事業所と中部国際医療センターは、利用者の病状に急変があった場合、すみやかに必要な治療が受けられるよう措置を講じます。

医療機関の名称	社会医療法人厚生会 多治見市民病院
院長名	今井 裕一
所在地	多治見市前畑町3丁目43番地
電話番号	0574-22-5211
診療科	内科・外科・脳神経外科・整形外科・眼科・小児科・耳鼻咽喉科 ・産婦人科・皮膚科等
入院設備	ベッド数 250床
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と多治見市民病院は、利用者の病状に急変があった場合、すみやかに必要な治療が受けられるよう措置を講じます。